

家電リサイクル法に係るリユース業界の現状と法改正に向けた要望書

現在日本国の法律では資源を再資源化して再循環させる方法としてのリサイクルに関する法律は存在しているが、再資源化せずにそのまま再使用（リユース）して資源を再循環させる法律は存在しない。

これはリサイクルが唯一再資源化の方法だと提唱している事と同じであり、本当の意味での資源を循環させ有効利用する為のリデュース、リユースの法律が存在しない事は、今日の時代と環境にそぐわないという事である。

そこでリユース業界3団体からリユースの現状と促進についての要望書をここに提出する。

1. リユース団体の紹介
2. リユース促進のメリット
3. 家電リサイクル法に対する要望

家電リサイクル法に係わるリユース業界の現状と制度改正に向けた要望

1. リユース業界団体のご紹介

リユース事業者の業界団体は以下、3団体が存在する。

特定家庭用機器を含む各製品の適切なリユース促進に向けて、消費者・利用者に安心してリユース事業者を活用してもらえらる事を目指し、様々な取り組みを独自に進めているところである。

① ジャパン・リサイクル・アソシエーション（JRCA）

JRCAは、全国の古物市場主催者が主な会員であり、賛助会員を含めて全国の中小規模のリユース業者約6,000社で構成されている団体である。

② 日本リユース業協会（JRAA）

JRAAは、上場企業を中心に大手のリユース・リサイクルショップ16社（約3,100店舗、2012年末現在）が会員として構成されている団体である。

③ 日本リユース機構（JRO）

JROは、中小規模のリユース・リサイクルショップ60社（約600店舗、2013年6月現在）が会員として構成されている団体である。

図表 1 各団体における優良化に向けた取り組み（概要）

		優良化に向けた取組の視点		
		法令遵守	品質管理・保証	トレーサビリティ
JRCA	優良リユース販売店認証制度	遵守状況を審査。遵守されない場合は認証を取り消すことがある	商品の点検と清掃、一定期間以上の保証	製造後10年以上経過した対象品目について、仕入先及び販売先の管理
	トラブル防止のための注意喚起	一般消費者とのトラブル防止のため、契約書締結等の呼びかけを実施		
JRAA	優良店認証制度	ガバナンス等社内体制、法令違反・反社会勢力との関わり等、法令遵守体制を審査		社内体制としてのトレーサビリティ構築状況をチェック
	リユース検定制度	法令遵守や環境に関する知識を有する人材を育成		
JRO	リユース電子マニフェスト	システム参加時に法令遵守体制を面接審査、その後も随時チェック	地域基幹店が動作確認・安全検査等を実施	家電製品について電子マニフェストを用いて再販又は処分まで個別に管理
	リペアセンター構想 ^(※)		JROの統一基準による品質基準を設けて出荷	

注) ※印については、今後の実施する予定の取組。

引用) 平成23年度 使用済製品等リユース促進事業研究会報告書

2. リユース促進のメリット

リユース事業者による特定家庭用機器のリユースの取組は、「環境保全上の効果」、「低所得者支援」の大きく2つの視点から促進すべきものである。

① 環境保全上の効果

使用済製品のリユースにより、「廃棄物削減効果」及び、それに伴う「CO₂排出量の削減効果」が環境保全上の効果として挙げられる。家電リサイクル法対象製品についても、「平成22年度 使用済製品等リユース促進研究会報告書（環境省）」の中で、下記のような効果があると試算されている。

図表 2 家電製品のリユースによる新製品販売量の減少に伴う長期的な廃棄物削減効果

	延長使用年数	新品の使用年数	国内出荷台数 (万台)	長期的な廃棄物削減効果	
				台数 (万台/年)	重量 (千 t/年)
エアコン	0.48	12.06	743	30	8.5
テレビ	0.58	7.24	1,236	99	28.6
洗濯機	0.31	10.98	431	12	7.4
冷蔵庫	0.55	11.62	477	23	7.6

(引用) 平成22年度 使用済製品等リユース促進研究会報告書

図表 3 家電製品の長期的な廃棄物削減効果に伴うCO₂排出削減効果

	長期的な廃棄物 削減効果 (万台/年) (= x)	1台あたりの製造・ 廃棄時のCO ₂ 排出量 (kg-CO ₂ /台) ※ (= y)	長期的な廃棄物削減効 果によるCO ₂ 削減量 (千 t-CO ₂ /年) (= x y)
エアコン	30	180.2	53
テレビ	99	125.1	124
洗濯機	12	342.6	42
冷蔵庫	23	210.0	47

※「平成21年度電気電子機器等の流通・処理実態調査及びリユース促進事業報告書」pp.142

(引用) 平成22年度 使用済製品等リユース促進研究会報告書

② 低所得者支援

リユース製品は、新製品と比較して安価に商品を提供することが可能となっている。

新製品の購入を希望しているが購入できない低所得者(※)にとってリユースは、品質のよい商品を安価に手に入れられる手段となっており、これらの低所得者の世帯の方々を含めたリユース全体の売り上げは1兆円を超えている。リユースは多くの低所得者の生活の質の向上に役立っている。

※ 現在、年収300万円未満の低所得者の世帯数は1,500万世帯と全世帯の約32.8%を占めており、65歳以上の高齢者がいる世帯においては、40.4%もの割合で年収300万円未満となっている。

また、海外におけるリユースでも、日本では再使用価値が低い製品が海外では価値を見出され、有効に使

用されている。

3. 家電リサイクル法に対する要望

家電リサイクル法の制度改正に向けて、リユースを促進するために「リサイクル料金の徴収制度の変更」、「リユース・リサイクル仕分けガイドラインの利用の徹底」を要望する。

① リサイクル料金の徴収制度の変更

- ・ リサイクル料金の支払いを忌避する者が違法である無料回収に排出し、海外への不法輸出に繋がっている可能性がある。
- ・ リサイクル料金の前払い制度に移行する事により、リサイクル料金の心配をすることなく小売店を通して適切に排出する事が可能になると考えられる。

② リユース・リサイクル仕分けガイドラインの利用の徹底

＜小売業者からリユース業者へと商品が回る仕組みの構築＞

- ・ 適正リユースの促進に資するガイドラインには、製造から7年以内の製品については、省エネ性能やトレーサビリティ確保を前提に、リユース流通を検討、(適正なリユースの促進が阻害されることが無いよう留意する事が必要。)とされているが、配送事業者等にお伺いすると7年以内のまだリユース可能と思われる製品が少なからずリサイクルプラントに持ち込まれているという。
- ・ そこで、小売業者はガイドラインの厳格な運用を徹底するとともに、ガイドラインに沿って7年以内の製品はリユース業者に引き渡し、リユース業者は持ち込まれたリユース品のうち、リユース出来ない商品については、リサイクルプラントに確実に運搬される仕組みを構築すべきである。
 - ただし、リユース業者またはリサイクルプラントへの運送費用については、消費者から徴収可能のように制度を変更するなどの配慮が必要であると考える。

＜リユース事業者によるトレーサビリティの確保＞

- ・ 小売業者はリユース事業者へ製品を引渡す場合、「不正海外輸出に回されないか」「不法投棄となる可能性はないか」といった懸念を持つことが想定される。
- ・ このような懸念事項を払しょくするために、リユース業界としてリユースマニフェストシステム等を活用し、トレーサビリティを確保していきたいと考えている。

③ その他、リユース事業者からの要望事項（主要な項目について）

＜料金徴収方式の前払い制度への変更＞

- ・ 新品の価格にリサイクル料金を上乗せして、各メーカーが責任をもってリサイクルをすれば出来ることではないのか。
- ・ 料金徴収方式は前払い制度の方が望ましい。(意見多数)

＜不用品回収業者等の取り締まりの徹底＞

- ・ 空き地無料回収、軽トラ回収等の違法な不用品回収業者の取締りを強化し、適正ルートでの処理を

確保すべである。

- ・ リユース・リサイクルのニーズは同時に発生するので、リユース・リサイクルの仕分けを行う適切に行えるリユース事業者を認定して、認定業者以外の違法業者には回らないような仕組みを作るべきである。
- ・ 違法業者との差別化のためにも、適切なリユース業者には、一般廃棄物の収集運搬資格（または同等な資格）を与えるような仕組みを作るべきである。

<リサイクル料金の低減>

- ・ リサイクル料金を低減することで、不適正な回収や不法投棄が減るのではないか。
- ・ 新品を購入した人が5年~7年使ってリユースした場合、リサイクル料金を支払わなくてよいのは不公平である。リユース商品を購入する人たちは低所得者であり、お金があれば新品を購入するわけであり、リユースで家電5品目を安く購入しても、リサイクル料金と引取料金を支払うと結局高い買い物になってしまっている。

<リユース促進の制度的な後押しの必要性>

- ・ 第三次循環型社会形成推進基本計画の中で、「健全なリユース市場を構築し、拡大していく」とあるように、リサイクルの前にリユースである。リユースを優先に考え、リユース促進に繋がらない事は避けるべき事が原点である。
- ・ 「リサイクル=再資源化」ではなく、「リユース=再利用」を促進する必要がある、この観点から家電リサイクル法に留まらず、法律またはガイドラインが必要だと考える。行政と業界の意見交換会、有識者委員会、勉強会などを積極的に開催し、「リユース」の定義や意義を明確にしていく事が必要だと考える。
- ・ 一般消費者に向けてリユース利用を促す啓蒙が必要である。
- ・ リユースを促進するための法律が必要なのではないか。

<リユース市場の確立の重要性>

- ・ 家電製品は新品販売が伸び悩み、低価格化のスパイラルに陥っている。中古製品の市場が確立することで、新品の価格下支えに繋がるのではないか。
- ・ 中古自動車のように、リユース市場を確立する事で、新品が高級品として売れる環境が整備されるのではないか。

(以上)

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会
電気・電子機器リサイクルWG
中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度小委員会

家電リサイクル法の見直しの意見

一般社団法人

ジャパン・リサイクル・アソシエーション

- ① リサイクル料金の負担について、新品を購入した人が5年～7年使ってリユースした場合、リサイクル料金を支払わなくてよいのは不公平である。リユース商品を購入する人たちは低所得者であり、お金があれば新品を購入するわけであり、リユースで家電4品目を安く購入しても、リサイクル料金と引取料金を支払うと結局高い買い物になって新品を購入するのと何ら変わらなくなってしまう。
- ② 低所得者層、リユース業界は決して今のリサイクル料金の後払い制を認めている訳ではないので、不法投棄、及び海外不正輸出に繋がっているのではないか。リサイクル料金を後払い制にして、どんなメリットがあるのか。善良な罪人を作るだけで環境省の取り締りの仕事、自治体の不法投棄の後始末の仕事が増えるデメリットの方が大きいのではないか。
- ③ リサイクル料金は前払い制にするべき。
第一使用者がリユースする場合の買取額は、査定額を高く設定して買取、若しくはリサイクル料金を含めた額で買い取れば良いことである。又は新品の価格にリサイクル料金を上乗せして、各メーカーが責任をもってリサイクルをすれば出来ることではないのか。
- ④ エアコン等はフロンガスを回収しても、過去5年程は1台5,000円～6,500円の素材、資源市場価格がある。それをご存じの消費者の方は自分で購入業者の所へ販売される事例も多々ある。
それをリサイクル法では1,575円程度のリサイクル料金と運搬料金を支払って、指定場所まで持って行っているのが現状である。
消費者の中には、自身で買取りの業者に販売しに行っている人もいる。
- ⑤ 第三次循環型社会形成推進基本計画の中で健全なリユース市場を構築、拡大して行くとなっている。

リユースをリサイクルの法律で対応させようとしている事がグリーゾーンを作りだしている事になっている。

但し、違法不用品回収は日本の国益を犯しており、循環型社会形成にも反しているので取り締まりの強化をお願いしたい。

<まとめ>

リサイクル料金を後払い制から前払い制にすることによって、今抱えている数々の問題点がスムーズに解決できることが沢山あり、メリットが大きい。一つはリサイクル料金の前払い制により、一般消費者、特に低所得者、高齢者宅がリサイクル料金を気にせずリサイクルプラントへ排出できる。

リユース、リサイクルのガイドラインを徹底し、製品は必ずリユース業界に引き取らせ判定判断を行わせ、リユース不適切な製品はリサイクルプラントに引き渡すようにすれば、リサイクル率も上がり国内資源循環に役立つと考える。

規制に頼らず、国民、地方自治体、業界の賛同を得て、いかにリサイクルをスムーズに出来るかが論点である。現在の低所得者層のリサイクル法のおかれている立場を考えれば、諸問題が解決出来ない。

製造メーカー全体が、同一料金を新製品に上乘せしなければならないシステムを法的に義務付けられ、その事を行政が消費者に周知徹底させれば良い事である。

リユース業界は、リサイクル料金の前取り制に変更されれば、引取った製品のうちリユースに向かないものを必ずリサイクルプラントに搬入し、国内での資源循環、家電リサイクル法を進める上での推進の一躍を担えると確信している。

富裕層より低所得者層がリサイクル料金を支払う事が多くなるような制度設計ではなく、不公正を正す為の審議会にしていきたい。

以上